

南魚沼地域振興局清掃業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、南魚沼地域振興局の清掃業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、南魚沼地域振興局の清掃作業を別紙「南魚沼地域振興局清掃業務委託基準仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき乙に委託し、乙は仕様書及びこの契約書の定めるところにより誠実に作業を行うものとする。

（委託期間）

第2条 契約の委託期間は令和8年6月1日から令和10年5月31日までとする。

（作業員）

第3条 作業員の指揮監督は、すべて乙において行うものとし、乙は作業員の行為については、甲に対し一切の責任を負うものとする。

2 乙は、作業員に県の庁舎管理に関する諸規定及び基準仕様書の内容を守らせなければならない。

（作業の変更）

第4条 増改築及び公務上の必要等により作業の変更又は仕様書の範囲を越える作業が必要となった場合には、甲は、甲乙協議の上乙に増減に応じた作業を実施させることが出来るものとする。

2 前項の作業の変更に伴う委託料の増減については、その都度甲乙別途協議する。

（作業員控室）

第5条 甲は、乙に南魚沼地域振興局庁舎1階の清掃員控室を無償で提供するものとする。ただし、同控室の清掃は乙の負担において行う。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

（経費の負担）

第7条 この契約による作業に必要な経費は、乙の負担とする。ただし、作業に必要な光熱水費は甲の負担とする。

（委託料）

第8条 この契約に基づく委託料の額は次のとおりとする。

| | | |
|---------------------|---|---|
| 年額 | 金 | 円 |
| うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 | 金 | 円 |

(委託料の支払)

第9条 乙は、毎月、前月分の業務報告書提出による甲の検査合格の後、当該月分の委託料の請求書を甲に提出し、甲は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。(別表南魚沼地域振興局清掃業務委託支払金額表)

(契約保証金の納付及び返還等)

第10条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として前条の委託料の額の100分の10に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。

5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

6 第14条の定めにより契約が解除(甲の責めに帰す理由の場合を除く。)され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約業務の再委託)

第12条 乙は、第三者(以下「再委託先」という)に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(予算の削減又は削除に伴う契約の解除)

第13条 甲は、契約期間中に甲の予算の減額又は削減があった場合は、この契約を解除するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙又は作業員が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
 - (2) 甲の委託方針が変更されたとき。
 - (3) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。
- 4 甲は、前項第 1 号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、契約を解除することができる。
- 5 甲は、前各項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第 15 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに 該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

- 第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（その他）

- 第17条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和 年 月 日

新潟県南魚沼市六日町 960 番地
甲 新潟県
新潟県南魚沼地域振興局長

住所
乙
氏名

南魚沼地域振興局清掃業務委託基準仕様書

南魚沼地域振興局清掃業務の実施に当たっては委託契約書で定めるほか、この仕様書の定めるところに従い誠実に行うものとする。

この仕様書中「甲」、「乙」は契約書に記載した甲、乙をいう。

1 基本事項

この仕様書は業務の大要を定めたものであり、本仕様書に記載されていない軽微な作業については、契約金額の範囲内で行うものとする。

2 業務の対象範囲

別紙「清掃業務基準表」のとおり

3 清掃区分等

清掃業務は、日常清掃業務、定期清掃業務とする。

日常清掃業務の作業は、概ね午前8時30分から午後5時の間に行うものとする。

4 清掃作業等

(1) 清掃に使用する材料は、建物の材質や用途及び作業箇所に最適なものを厳選し、建物等に損傷等を与えてはならない。

(2) 作業対象は、本館棟、分館棟、及び利雪棟とする。

(3) 清掃に要する諸用具類及び消耗品（ゴミ袋、各種洗剤等）は全て乙の負担とし、清掃のために使用する電気料及び水道料は甲の負担とする。

但し、トイレットペーパー、シートペーパー、手洗い石鹼液については甲の負担とする。

(4) 日常清掃業務

① 床面清掃

掃き掃除、水拭きは基準表に定めた回数のほか、特に玄関、廊下、湯沸室及び手洗所等の汚れの激しいところは随時行うこと。

② ゴミ処理

ゴミ、吸い殻、お茶がら及び不燃物等を回収し廃棄物保管庫へ搬入する。

（上記の処理に要するビニール袋、容器等のほか搬入までに要する経費は乙の負担とする。）

③ 手洗所清掃

床面清掃、衛生陶器、パイプ等の洗浄、トイレットペーパー、シートペーパー、手洗い石鹼液の補充、汚物処理、容器の洗浄。

④ 手すり・ドア・壁面等清掃

手すり、ドア、壁面等は、およそ床面から2m以下の部分の拭き掃除を行う。汚れのひどい部分は材質等に注意し、適正な洗剤を用いて清掃する。

(5) 定期清掃業務

① ねずみ・昆虫等防除

手洗所、湯沸室等の水回り場の防除を行う。

② 雪室清掃

雪室の床部及び壁面（2m以下）並びに集水升2箇所（雪室内及び廃棄物保管庫下）の泥等の除去。

5 作業員の配置

- (1) 日常清掃業務においては、実施時間内に作業員を適正に配置し、作業責任者を配置して作業員の適正な業務処理の指導に当たらせること。
- (2) 定期清掃業務においては、甲の指定した実施時間内に業務が完了するよう、適正な数の作業員を確保すること。

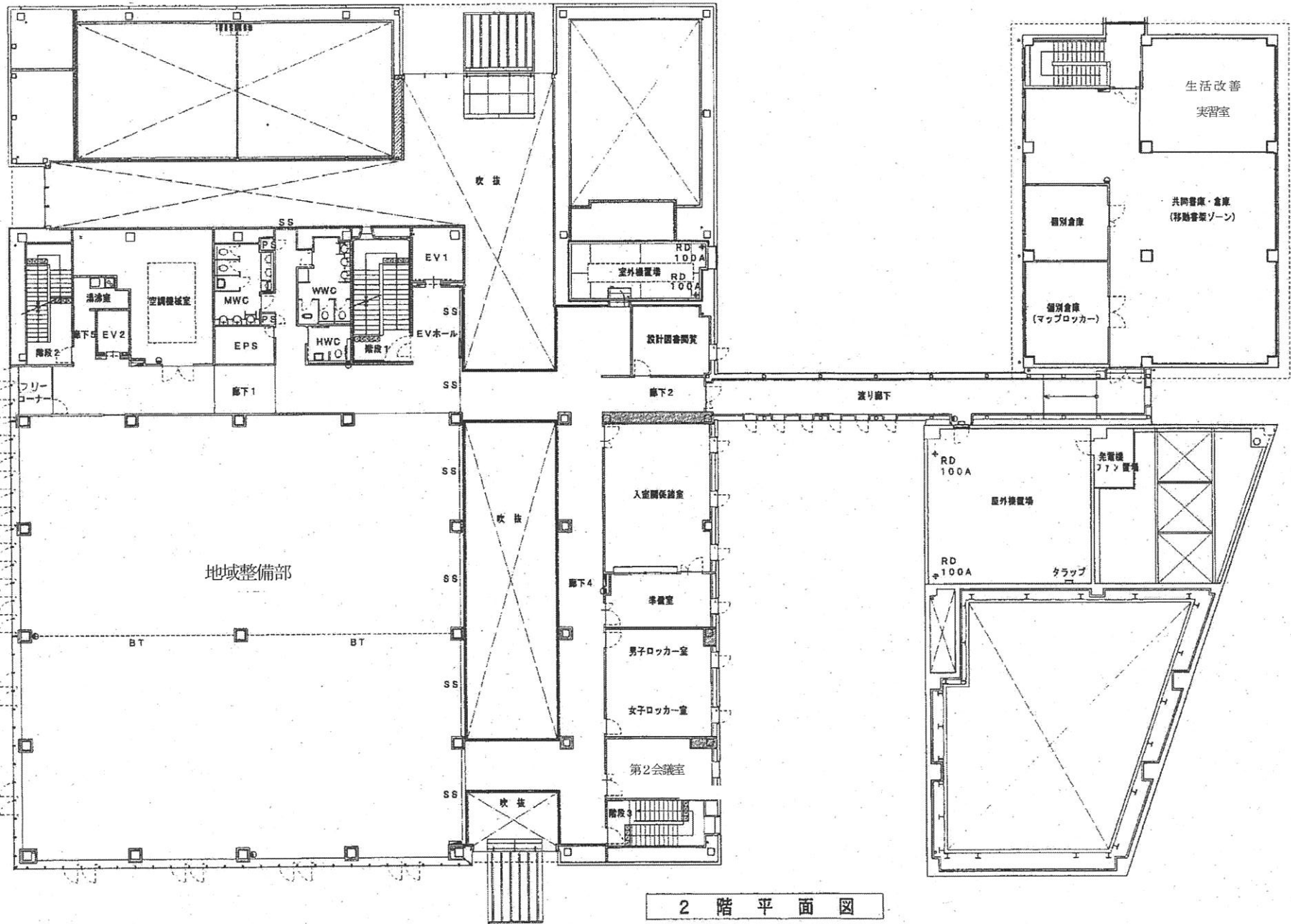
6 作業報告書等の提出

乙は清掃業務等終了後、日常清掃については清掃月報、定期清掃については作業報告書を提出し、甲の確認を受けなければならない。

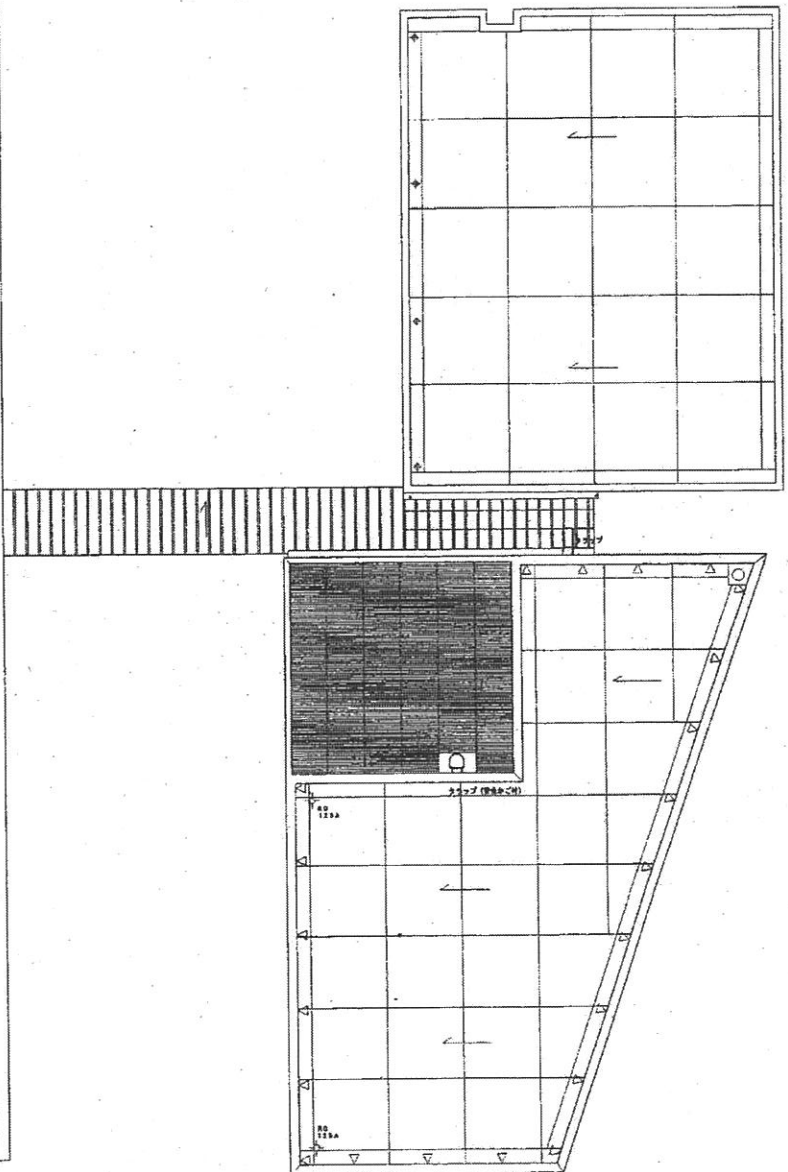
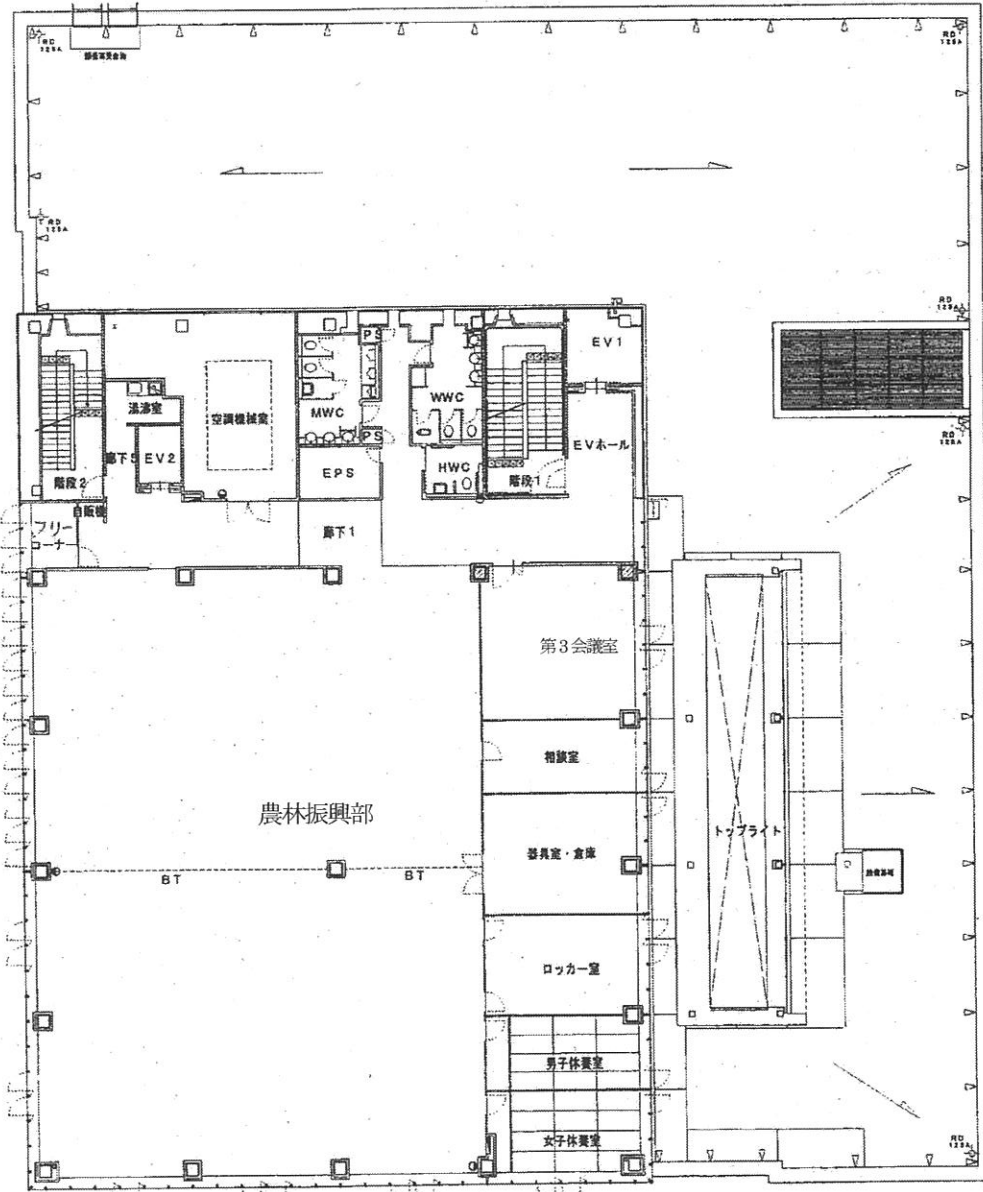
清掃業務基準表

| 棟 | 作業名 | | | 日常清掃(/日) | | | 定期清掃(/年) | |
|--------|------------------|--------|--------|----------|------|-------|----------|------|
| | 室名等 | 仕様 | 面積 | 床面清掃等 | ゴミ処理 | 手洗所清掃 | ねずみ等防除 | 雪室清掃 |
| 本館1階 | ロビー | 磁器タイル | | | 1 | | | |
| | ホワイエ | 磁器タイル | | | 1 | | | |
| | 正面エントランス | 磁器タイル | | | | | | |
| | 県民ホール | 磁器タイル | | 1 | 1 | | | |
| | 東エントランス | 磁器タイル | | | | | | |
| | 廊下 | 磁器タイル | 439.00 | | | | | |
| | 廊下 | ビニルタイル | 145.15 | | | | | |
| | フリーコーナー | ビニルタイル | 7.37 | 1 | 1 | | | |
| | 階段・ホール | ビニルタイル | 66.68 | | | | | |
| | 湯沸室 | ビニルタイル | 5.46 | 1 | 1 | | 2 | |
| | WC5カ所(便器数:小4、大9) | ビニルタイル | 57.10 | | | 1 | | |
| | 講堂 | カーペット | 84.90 | | | | | |
| | 第1会議室 | カーペット | 84.90 | | | | | |
| | 県税部・企画振興部 | カーペット | 585.07 | | 1 | | | |
| | 局長室 | カーペット | 43.29 | | | | | |
| | 特別会議室 | カーペット | 71.62 | | | | | |
| | オペレータ室 | カーペット | 14.76 | | | | | |
| | 警備員室 | カーペット | 12.62 | | | | | |
| | IT器具室 | ビニルタイル | 44.80 | | | | | |
| | 交換機室 | ビニルタイル | 23.24 | | | | | |
| | レストラン | フローリング | 107.60 | | | | | |
| 講堂倉庫 | ビニルタイル | 13.90 | | | | | | |
| 本館2階 | 廊下 | ビニルタイル | 261.79 | 1 | | | | |
| | 渡り廊下 | ビニルタイル | 69.48 | | | | | |
| | フリーコーナー | ビニルタイル | 7.37 | 1 | 1 | | | |
| | 階段・ホール | ビニルタイル | 99.39 | | | | | |
| | 湯沸室 | ビニルタイル | 6.18 | 1 | 1 | | 2 | |
| | WC3カ所(便器数:小3、大6) | ビニルタイル | 40.99 | | | 1 | | |
| | 地域整備部 | カーペット | 708.75 | | 1 | | | |
| | 設計図書閲覧室 | カーペット | 21.74 | | | | | |
| | 入札室 | カーペット | 63.65 | | | | | |
| | 入札準備室 | カーペット | 22.18 | | | | | |
| | ロッカー室 | ビニルタイル | 42.85 | 1 | | | | |
| 第2会議室 | カーペット | 24.39 | | | | | | |
| 本館3階 | 廊下 | ビニルタイル | 113.66 | | | | | |
| | フリーコーナー | ビニルタイル | 7.37 | 1 | 1 | | | |
| | 階段・ホール | ビニルタイル | 75.86 | | | | | |
| | 湯沸室 | ビニルタイル | 6.18 | 1 | 1 | | 2 | |
| | WC3カ所(便器数:小3、大6) | ビニルタイル | 41.07 | | | 1 | | |
| | 農林振興部 | カーペット | 532.57 | | 1 | | | |
| | 第3会議室 | カーペット | 45.59 | | | | | |
| | 相談室 | カーペット | 25.53 | | | | | |
| | 器具室・倉庫 | カーペット | 38.13 | | | | | |
| | ロッカー室 | カーペット | 30.51 | | | | | |
| 男子休養室 | 畳 | 22.88 | | | | | | |
| 女子休養室 | 畳 | 28.24 | | | | | | |
| 本館4階 | 廊下 | ビニルタイル | 113.66 | | | | | |
| | フリーコーナー | ビニルタイル | 7.37 | 1 | 1 | | | |
| | 階段・ホール | ビニルタイル | 75.86 | | | | | |
| | 湯沸室 | ビニルタイル | 6.18 | 1 | 1 | | 2 | |
| | WC3カ所(便器数:小3、大6) | ビニルタイル | 41.07 | | | 1 | | |
| | 農林振興部 | カーペット | 532.57 | | 1 | | | |
| | 第4会議室 | カーペット | 48.23 | | | | | |
| | 共同書庫・倉庫 | カーペット | 68.64 | | | | | |
| 器具室・倉庫 | カーペット | 30.51 | | | | | | |
| ロッカー室 | カーペット | 43.50 | | | | | | |

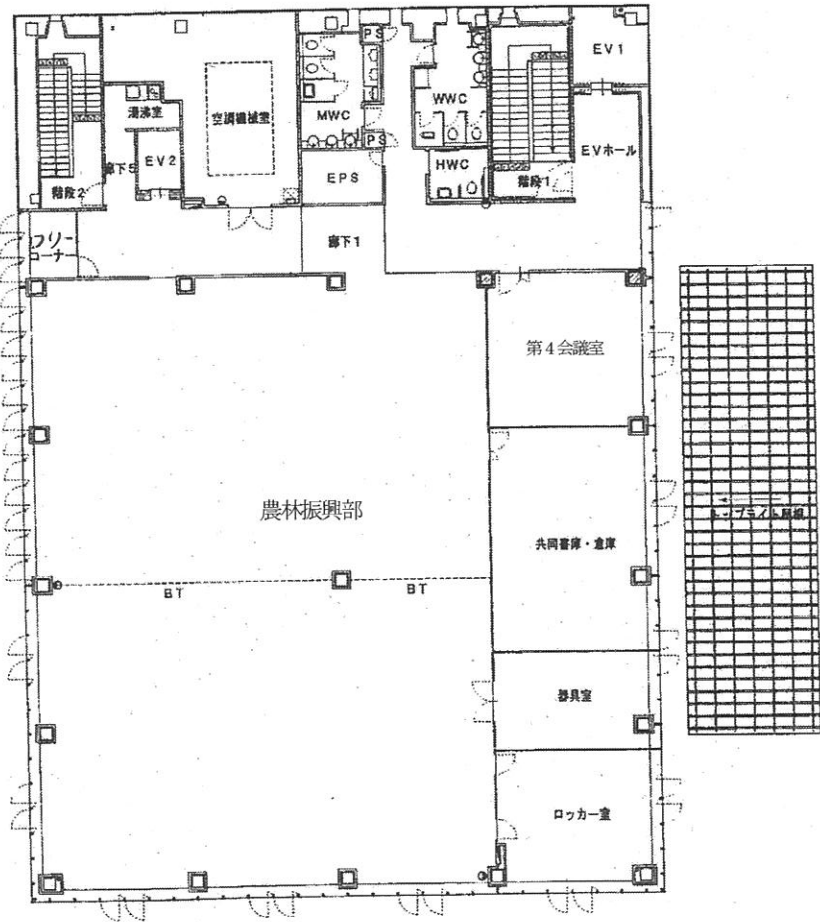
| 棟 | 作業名 | | | 日常清掃(/日) | | | 定期清掃(/年) | |
|--------------|---------------|--------|--------|-----------------------|------------------|-----------------------|----------------------------|------------------|
| | | | | 床 面 清 掃 等 | ゴ ミ 処 理 | 手 洗 所 清 掃 | ね ず み 等 防 除 | 雪 室 清 掃 |
| 室名等 | 仕様 | 面積 | | | | | | |
| 分館 1 階 | 廊下 | カーペット | 30.48 | 1 | | | | |
| | 廊下・階段 | ビニルタイル | 37.10 | 1 | | | | |
| | 湯沸室 | ビニルタイル | 4.12 | 1 | 1 | | | |
| | WC2カ所(便器数:大2) | ビニルタイル | 6.96 | | | 1 | 2 | |
| | シャワー室 | ビニルタイル | 31.80 | 1 | | | | |
| | 軽油試験室 | ビニルタイル | 33.06 | | | | | |
| | 書庫 | ビニルタイル | 51.10 | | | | | |
| | 農業実験室 | ビニルタイル | 35.52 | | | | | |
| | 乾燥室 | コンクリート | 17.76 | | | | | |
| | 組合事務室 | カーペット | 33.00 | | | | | |
| 分館 2 階 | 生活改善実習室 | ビニルタイル | 47.82 | | | | | |
| | 共同書庫・倉庫 | ビニルタイル | 170.47 | | | | | |
| | 個別書庫 | ビニルタイル | 22.38 | | | | | |
| 利雪棟 | 個別書庫(ML) | ビニルタイル | 31.36 | | | | | |
| | 雪室 | コンクリート | 217.44 | | | | | 1 |



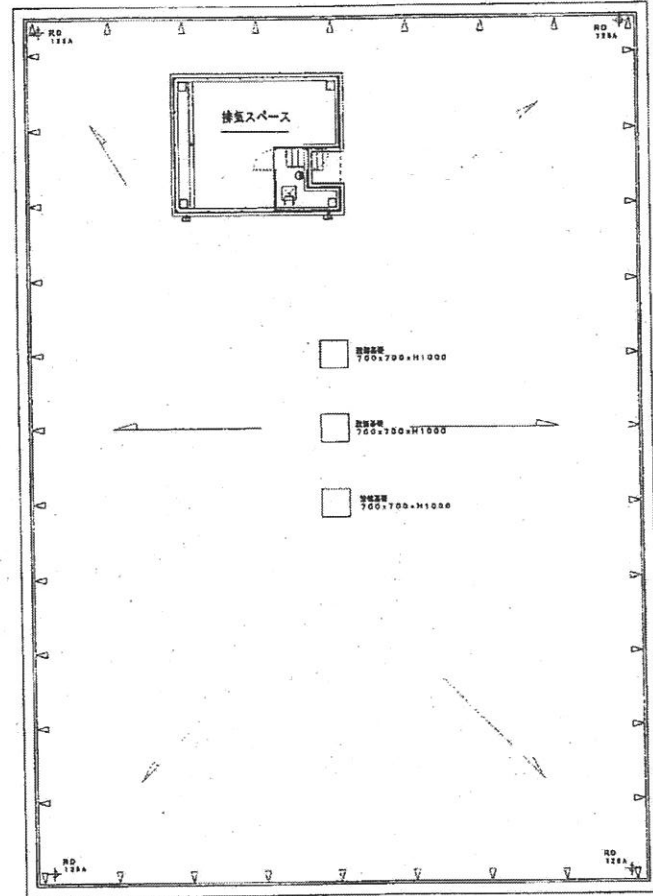
2 階 平 面 図



3 階 平 面 図



4 階 平 面 図



屋 根 伏 図